

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
櫻井建設工業株式会社	龍ヶ崎市 4235-11	2-000987

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年3月26日 ～ 令和7年4月25日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

櫻井建設工業(株)は、ドレーン材の打設作業の際、施工計画書に示された風速計の使用をしないなど、不適切な安全管理の措置により、打設機が強風に煽られたことにより隣接する民地内に転倒し、同民地内のコンクリート擁壁を破損させた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第5号カに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 ア～オ (略) カ 損害を与えたとき	当該認定をした日から 1か月以上2か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
 茨城県水戸市笠原町 978-6  
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)